

熊本市復興だより

Hi.Go!!

さあ、行こう!!



熊本市イメージキャラクター「ひごまる」。熊本地震を受けて、新たなデザイン「ひごまる復興バージョン」が誕生!手を前に大きく突き出したポーズは前向きさと明日(未来)へ向かう姿を表しています。ひごまるとともに「がんばろう!くまもと」



熊本市政策局復興総室

検索

フッコウビト

熊本地震からの復興に携わる人 = フッコウビトを紹介!

相模原から熊本へ 宅地復旧をサポート



震災宅地対策課 中村 史さん

一丸となって復興を目指す姿に共感

震災宅地対策課で宅地復旧支援にあたる中村史さん。昨年4月、神奈川県相模原市役所から、復興支援のための派遣という形で熊本市役所に赴任。主に公共事業による復旧支援を担当、申請書内容の審査や現地確認などを行っています。「熊本市の職員は、10年、20年先を見据えて復旧計画を立てるなど落ち着いた印象で、職場の雰囲気も穏やかです。大きな震災を経験したからこそ、例えば問題が起きたとしても取り乱すことなく、一丸となって復興にあたるという気概を感じます」と中村さんは話します。

太平燕がお気に入り

九州で暮らすのは初めてとのことですが、辛子蓮根

や马刺しといった郷土料理の味にはすぐに馴染み、中でも太平燕は「全国的な知名度が低いのが不思議なくらいのおいしさ」とお気に入り。一緒に熊本へ来た奥様は散歩中に市民から声をかけられ、人の温かさに触れるたびに地域への親しみを深めているそうです。

寄り添ったサポートをさせていただきます

熊本地震から3年を経過した現在も、宅地の復旧はまだ途上。

「施工業者の不足等が原因で、今年から本格的に復旧工事が始まる宅地も数多くあります。地権者の方に寄り添い、個々に合わせて必要なサポートをして、復興する熊本を見届けたいです」

頼もしい笑顔が光りました。

熊本市宅地復旧支援事業(熊本地震復興基金)

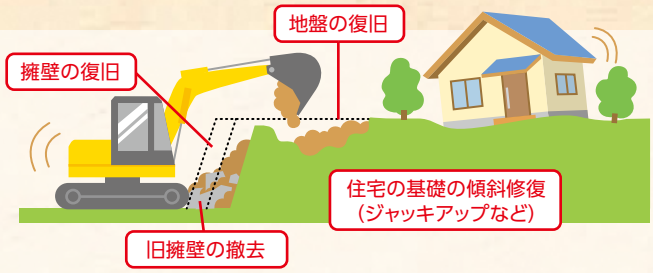
熊本地震により被災した、のり面・擁壁(ようへき)および、地盤の復旧、地盤改良、住宅基礎の傾斜修復工事費の一部を補助します。

■対象となる方

平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地の所有者など(管理者または占有者は、所有者の承諾を得たもの)

■対象工事

- ①のり面の復旧工事
- ②擁壁(ようへき)の復旧工事(旧擁壁の撤去、擁壁に関する排水施設設置工事を含む)
- ③地盤の復旧工事(陥没への対応工事)
- ④地盤改良工事(住宅建屋(および住宅に付属する用途に供する建築物)下の工事)
- ⑤住宅基礎の傾斜修復工事(住宅建屋の基礎の沈下または傾斜を修復する工事)



■補助額

対象工事費から50万円を控除した額の2/3

※対象工事費が1,000万円以上の場合、補助額は633万3千円を限度とします。

※最終的に市に補助金を請求する際は、先に業者へ工事代金を支払ったことがわかる領収書などが必要です。

■対象宅地(用途)

- ・戸建住宅
- ・アパートおよびマンション(賃貸・分譲)
- ・店舗(事務所)併用住宅(住宅の用に供する部分)
- ・個人所有者の住宅と一体的に利用している倉庫・納屋

(震災宅地対策課 ☎096-328-2966)

災害義援金を追加配分します

平成28年熊本地震で被災された方への災害義援金の追加配分が決定しました。対象の世帯へは4月末までに通知を発送しますので、通知内容の確認をお願いします。

①一律追加配分

【対象世帯】

住家の全壊、半壊(大規模半壊を含む)のり災証明書の交付を受けている世帯または解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯

【配分額】

	全壊・解体	大規模半壊・半壊
金額	57,000円	28,500円

【申請方法】

すでに平成28年熊本地震における災害義援金を受給されている世帯は、新たな申請は不要です。なお、振込先は、以前に義援金の振込みを行った口座になります。

②非課税世帯への配分

【対象世帯】



ただし、以下の①～③の条件「全て」に該当する場合は、対象外となります。

- ①り災証明書上の世帯に、高齢者※3または障がい者※4がいない
- ②り災証明書上の世帯員全員が、り災証明書上は別世帯の方から扶養※5されている
- ③②の扶養している方が、平成30年度の住民税が課税されている

※1 自宅を解体した世帯とは、解体世帯として被災者生活再建支援金の支給が決定された世帯

※2 世帯は、り災証明書上の世帯をいう。(世帯から転出・転居した者も世帯に含め、転入した者は世帯に含めない。また、平成30年度の住民税が課税される平成30年1月1日までに亡くなった者は、世帯に含めない。)

※3 高齢者とは、平成30年1月1日現在において、満65歳に達している者。

※4 障がい者とは、平成30年1月1日現在において、地方税法施行令第7条に該当する者。

※5 扶養とは、地方税法の規定に基づく扶養のことを指す。

【配分額】

	全壊・解体	大規模半壊・半壊
金額	200,000円	100,000円

【申請方法】

一部、提出書類を省略できる場合があります。別途、発送している通知文を参照ください。

(1)提出書類

- 非課税世帯にかかる義援金申請書
- 住家のり災証明書(写し可)
※お持ちでない場合は申請時に(3)の窓口で相談ください。
- 平成30年度の所得・課税証明書(り災証明書に記載のある世帯員全員分)(写し可)
※平成30年1月1日現在において義務教育課程を修了していない方(平成14年4月2日以降生まれ)については、当該証明書の提出は不要
※課税される所得がなく、未申告の場合は、申請時に(3)の窓口で相談ください。
- 平成30年1月1日までに亡くなった方がいる場合、当該世帯員の住民票の除票(写し可)
※り災証明上の世帯主が死亡している場合は、新世帯主の住民票も必要(写し可)
※世帯主死亡により、振込先口座の変更が必要な場合は、新しい振込先の通帳の写しも必要
- り災証明書の世帯員全員が別の世帯の者から扶養されている場合は、扶養している者の平成30年度の所得・課税証明書(写し可)(その方が課税されている場合は、配分の対象となりません。)
※り災証明書に記載のある世帯員に、平成30年1月1日現在で満65歳以上の方がいる場合、または、障がいがある方がいる場合は、年齢がわかる身分証明書や障がい者手帳などを提示することで不要となります。
- 印鑑(認め印可)

(2)申請期限

- 平成32年(2020年)3月31日(火)まで

(3)申請窓口

[中央区]:義援金追加配分特別窓口(中央区役所1階ロビー)
[東区]:東区役所総合相談窓口 [西区]:西区役所総合相談窓口
[南区]:南区役所総合相談窓口 [北区]:北区役所総合相談窓口
(受付時間:月～金曜日の午前9時～午後4時(祝日および4月27日～5月6日除く。))

※お住まいの区以外でも申請可能です。

※受付窓口が混雑し、待ち時間が長くなるのが予想されます。お時間に余裕を持ってお越しください。

(4)お問い合わせ

災害義援金追加配分専用コールセンター ☎096-328-2991

(受付時間:月～金曜日の午前9時～午後5時(祝日および4月27日～5月6日除く。))

※電話では、住民税の課税状況をお答えすることはできません。